

# 製造事業者が取組むものづくり人材育成を応援します！

## ～令和6年度 足利市ものづくり人材育成支援事業費補助金のご案内～

足利市では、産業はまちに魅力や活力を与える原動力ととらえ、市内製造事業者等が持続的な成長・発展するために取り組む従業員等の人材育成を支援します。地域経済を支える担い手の製造等に係る技術や技能の習得により職業能力の向上を図り、中小企業者の生産性の向上や多能工化による事業継続力の強化を支援します！

### 1. 補助の対象となるものづくり人材育成事業

自社の技能士の育成に取り組みたい！

複数工程担う技能を従業員に習得させたい！

事業所運営に必要な資格を取ってもらい、現場管理職として育てたい！

新しい設備を導入したから、専門人材を育てたい！

災害や感染症に備えて、多能工化に取り組みたい！

市内事業者の**ものづくりに係る技能の向上等を目的とした人材育成事業**を応援します。

#### ○職業能力開発法第44条に規定する技能検定を受験させる事業

◆機械加工技能士 ◆金属プレス加工技能士 ◆プラスチック成型技能士 ◆染色技能士 など

#### ○法令に基づく免許や資格の取得、講習等の受講をさせる事業

◆作業主任者 ◆フォークリフト ◆ガス溶接 ◆産業用ロボ（教示、検査）

◆危険物取扱者 ◆衛生管理者

#### ○生産設備や装置、機器等を使用するために専門研修等を受けさせる事業や特定の工程を担うための専門資格を取得させる事業

◆設備・機器メーカー等が開催する先端的設備の保守・運用にかかる講習

◆ISO内部監査員養成研修 など



令和6(2024)年度より補助対象事業の区分が廃止されます。申請様式が変更となりますのでご注意ください。

### 2. 支援制度の概要

補助事業	○職業能力開発法第44条に規定する技能検定を受験させる事業 ○法令に基づく免許や資格の取得、講習等の受講をさせる事業 ○生産設備や装置、機器等を使用するために専門研修等を受けさせる事業 や特定の工程を担うための専門資格を取得させる事業
補助対象者	市内に事業所を有す製造事業者等（中小企業者、個人事業主）
補助対象経費	技能検定合格者、講習修了者、資格取得者の受験料や受講料、登録料のほか、講師を招聘した研修会等の開催経費（講師の交通・宿泊費、会場費、飲食代等の付帯経費を除く） ※税抜き額
補助額	<b>補助対象経費(税抜き)の30%</b> （1,000円未満切り捨て） <b>最大20万円</b> （1年度あたり）
申請期間	<b>令和6(2024)年4月1日～令和7(2025)年3月31日</b> ※予算の上限額に達した場合には申請期限の令和7(2025)年3月31日を待たず、終了することとなりますのでご注意ください。
補助条件	○資格の維持・更新に要す再講習等は対象外 ○市税に滞納がないこと ○その他の法令に違反しないこと その他の諸条件についてはお問合せください

### 3. 制度利用の流れ（一例）

#### 1. 補助制度の利用検討／事前確認・準備

○本件チラシ、市HP等より補助要件や必要書類（研修会のパンフレットや申請書など）をご確認ください。

#### 2. 人材育成事業（技能検定受験、技能講習受講など）の実施

- 補助の対象となりうる人材育成事業を従業員に実施してください。
- 技能検定の合格、技能講習等の修了が確認できる書類の写しをご準備ください。
- 申請に必要な「検定や講習パンフレット等（写しも可）」、「受験申込（写し）」、「領収証書（写し）」をご準備ください。

#### 3. 交付申請書等を市へ提出 ⇒ 市が交付決定通知書を交付

- 市HPから提出書類の様式をダウンロードし、申請書類を作成します。
- その他の添付書類につきましては、本リーフレットや市HPをご確認ください。

#### 4. 交付請求書の市への提出

- 市HPから交付請求書の様式をダウンロードし、交付決定通知に記載された金額を請求ください。

#### 5. 補助金の交付

### 4. 申請について

**(1) 申請書類** ※【指定様式】につきましては、市ホームページよりダウンロードしてください。

No	申請書類および添付書類	備考
1	補助金交付申請書	【指定様式】あり
2	検定、講習、研修等の概要が分かる資料	受講案内、パンフレット等
3	合格、修了等を証する資料	合格証、修了証、免許証等
4	補助対象経費の支払いを確認できる書類の写し	領収書等
5	申請者名義の通帳の写し	「債権者登録申出書」でも可
6	申請チェックシート	必要書類、記載内容を確認のうえ提出

※ 補助金の交付決定後に、「補助金交付請求書」をご提出いただきます。

#### (2) 申請先・申請方法

【申請先】 足利市役所 産業観光部 産業ものづくり課 工業・国際戦略担当 TEL：0284-20-2110

【申請方法】 郵送または持参等

【申請期間】 **令和6(2024)年4月1日～令和7(2025)年3月31日**

※予算の上限額に達した場合には申請期限の令和7(2025)年3月31日を待たず、終了することとなります。年度末頃の申請を予定される場合にはあらかじめご相談ください。

#### 【お問合せ先】

足利市役所 産業観光部 産業ものづくり課 工業・国際戦略担当

〒326-8601 足利市本城3丁目2145（本庁舎別館1階）

電話：0284-20-2110 FAX:0284-20-2259 E-mail：[kougyou@city.ashikaga.lg.jp](mailto:kougyou@city.ashikaga.lg.jp)